

○白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱

平成23年4月1日

告示第121号

改正 平成28年7月15日告示第208号

令和3年3月31日告示第64号

令和3年12月28日告示第239号

令和5年3月31日告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、市が発注する建設工事の請負契約において、指名競争入札を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 市長は、指名競争入札において、別に定めるところにより、最低制限価格を設定するものとする。

(指名業者の選定)

第3条 白岡市建設工事請負等指名業者選定委員会は、白岡市建設工事等請負指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から指名業者を選定し、市長に報告するものとする。

2 前項の規定により選定する指名業者の数は、5人以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指名及び入札の通知等)

第4条 市長は、前条に規定する指名業者の選定の報告を受けたときは、直ちに指名業者を決定し、当該指名業者に対し、電子入札システムにより、通知するものとする。ただし、第10条第5項の規定により、やむを得ず書面で入札書を提出する入札とする場合は、書面により通知するものとする。

(仕様書等の掲載)

第5条 市長は、建設工事に係る図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書その他の入札金額の見積に必要な図書（以下これらを「設計図書」という。）を電子入札システムにより掲載するものとする。ただし、

電子入札システムによる掲載が困難な設計図書は、貸与又は配布（有償頒布を含む。）とすることができるものとする。

（入札執行者等）

第6条 入札執行者は、市長が指定した者をもって充てる。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たり、当該建設工事を所掌する課等の職員にその執行を補助させることができる。

（現場説明会）

第7条 現場説明会は、開催しないものとする。

（設計図面等に関する質問等）

第8条 入札参加者は、設計図書について質問がある場合は、閲覧期間内において、電子入札システムにより質問することができるものとする。

（入札保証金）

第9条 入札保証金の納付及び減免については、白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号。以下「規則」という。）第8条から第9条までの規定に基づくものとする。

2 入札保証金を納付する参加希望者は、電子入札システムに掲載した様式第2号の納入書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記載し、納付しなければならない。

3 前項の規定により入札保証金が納付されたときは、様式第3号の入札保証金預書を納入者に交付するものとする。

4 第2項の規定により納付された入札保証金は、入札終了後又は落札決定後に、様式第2号の納入書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書により、これを還付するものとする。ただし、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札執行者は、あらかじめ通知した日時及び方法に基づき、電子入札システムにより、入札を行うものとする。

2 入札執行者は、開札において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、次に掲げる事項を読み上げ、その確認を行うものとする。

る。

- (1) 建設工事等の名称及び場所
- (2) 入札参加者名
- (3) その他入札執行者が特に必要と認める事項

4 市長は、初度入札時に電子入札システムによる入札書及び入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

5 入札参加者は、市長がやむを得ない事情があると認める場合に限り、電子入札システムによる手続に代えて、白岡市制限付事後審査型一般競争入札執行要綱（平成23年白岡町告示第120号）に規定する様式第3号の紙入札方式参加申請書を市長に持参提出するものとする。

6 入札参加者は、入札に立会できないものとする。

7 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

（入札の辞退）

第11条 入札の辞退は、開札日の前日までに電子入札システムにより辞退することができるものとする。この場合において、入札の辞退をしようとする者は、別に定める入札辞退届を市長に提出しなければならない。

2 開札時に入札書が不着のときは、入札を辞退したとみなすものとする。

3 市長は、第1項及び前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。

（入札の取りやめ等）

第12条 入札執行者は、天災、地変、電子入札システムの重大な障害、参加希望者の連合又は不信な行動その他の公正な入札執行を妨げる行為をした場合等の入札を公正に執行することができない理由があると認められるときは、当該参加希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

2 入札執行者は、参加希望者が1人であるときは、当該入札を取りやめるものとする。

（初度入札の執行方法等）

第13条 入札参加者は、初度入札において、入札公告で指定した期間に入札金額を入力し、入札書及び入札金額見積内訳書を電子入札システムにより、市長に提出しなければならない。ただし、第10条第5項の規定により、やむを得ない理由があると認められた者（以下「特例手続者」という。）については、電子入札システムによる提出に代えて、紙による入札書及び入札金額見積内訳書を市長に持参提出しなければならない。（再度入札の執行方法等）

第14条 市長は、初度入札において落札者が決定しないときは、前条の規定に準じ、再度入札を行うものとする。この場合において、入札金額見積内訳書の提出は求めないものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において最低制限価格未満の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札の実施回数は、1回とする。

4 再度入札は、初度入札の翌日に実施するものとする。ただし、初度入札が終了してから、おおむね3時間以上経過した場合は、初度入札の当日に実施できるものとする。

（落札者の決定）

第15条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムによる落札決定通知書により落札者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をした後、速やかに白岡市制限付事後審査型一般競争入札執行要綱に規定する様式第10号の契約の締結について（依頼）を電子入札システム、ファクシミリ等により、当該落札者に通知するものとする。この場合において、特例手続者が落札者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

4 市長は、落札者決定後、落札者から様式第4号の課税（免除）事業者届出書を徴するものとする。ただし、落札者が共同企業体の場合は、構

成員それぞれから当該届出書を徴するものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 他人の電子証明書を不正に取得し、又は使用し、名義人になりすました者がした入札
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用した者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子入札システム特例手続者による紙入札以外の方法により入札書等を提出した者がした入札
- (5) 不正又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (7) 指定された書類等を所定の期日を過ぎて提出した者がした入札

2 前項に規定するもののほか、特例手続者が行う入札で、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札
- (2) 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (3) 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がした入札  
(くじによる落札者の決定)

第17条 入札執行者は落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(不調時の取扱い)

第18条 入札執行者は、再度入札によっても落札者がいないとき又は入札が取りやめになったときは、日時を改めて、入札に付するものとする。ただし、特別の理由により改めて入札に付することができないときは、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができる。

（入札結果の公表）

第19条 市長は、落札者を決定した場合は、落札者、落札金額及び入札経過を電子入札システムにより公表するものとする。

（経営事項審査の確認）

第20条 市長は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受理しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、電子入札に係る建設工事請負指名競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月15日告示第208号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第64号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定

によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 1 6 条関係)